

# 陳情第1号

令和7年2月7日

霧島市議会

議長 仮屋 国治 様



## 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実を意見書として国へ求める陳情書

霧島市社会保障推進協議会

霧島市国分 [REDACTED]

会長 原口 兼明 [REDACTED]

拝啓 貴職ますますご清栄のことお喜び申し上げます。日頃は当会及び霧島市の社会保障の充実のため尽力いただき感謝申し上げます。

また介護保険制度充実のために議会におきまして再三、議論いただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月の議会の折には、訪問介護報酬引き下げの撤回を国に意見いただきました。

現状におきましては、訪問介護報酬の引き下げ等の見直しは行われておらず、在宅介護を支える訪問介護事業者への負担は増えています。結果として訪問介護事業所の閉鎖が全国的には過去最多となっています。

また訪問介護ヘルパーなど従事者への処遇改善は微々たるものにとどまり、従事者不足は一層深刻化しています。

「10年後はうちの事業所は存続していないと思います。」ある事業所の声です。現在では訪問介護事業は従事者の不足や高齢化のためわずか10年先も見通せない業界となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるという現在の介護政策の根幹である地域包括ケアを充実させるためには在宅介護を支える訪問介護事業を地域社会にとって不可欠の事業として守っていく必要があります。

介護保険は、介護保険料と給付費が直接に結びつく仕組みであり、介護職員の待遇を改善するため、介護保険施設や事業者に支払われる介護報酬を引き上げると、介護費用が増大し、介護保険料の引き上げにつながる。また利用者への負担につながるという制度となっています。

全国の市町村長会などが国へ要望しておることではありますが、国が積極的な財政負担をおこなうことがどうしても必要となっています。

以下要望を地方自治法第99条にもとづき国会並びに国へ意見書として提出ください。

1. 令和6年度から実施された訪問介護事業への報酬引き下げを撤回し、実施前にさかのぼって補償すること。
2. 介護保険制度への国の財政措置を抜本的に強化し、介護保険料の引き上げや利用者負担増に結び付かないよう、介護保険従事者の全産業並みの収入を保証するため公費による処遇改善を行うこと。

以上